

令和6年度若樞サポーター募集要綱

1 目的

少年の健全育成に意欲と熱意のある学生の方を、少年警察学生ボランティア（名称：若樞サポーター）として委嘱し、警察職員等とともに居場所づくり活動、啓発活動などの諸活動を行うことにより、少年の立ち直り・非行の防止・健全な育成に寄与すること及び将来の地域ボランティアを育成することを目的としています。

2 活動期間

令和6年6月（委嘱日）から令和7年3月31日まで

3 資格

18歳以上で、大学（大学院・短大を含む）又は専修学校に在籍する学生

※ ただし、県外に居住し、県外の大学又は専修学校に在籍する学生を除く。

4 募集人数

9人（定員50名のうち令和6年3月31日時点の委嘱予定者41名を除いた人数）

5 募集期間

令和6年4月1日（月）～令和6年4月30日（火）

※ 募集期間を延長する場合があります。延長する場合は、三重県警察のホームページ上でお知らせします。

6 主な活動内容

- 少年の居場所づくり活動（農業体験・調理体験、その他各種活動）
- 非行防止教室等の指導補助
- キャンペーンなどにおける広報啓発活動（街頭でのチラシ配布等）
- 学習支援活動

7 その他

- (1) 委嘱
面談（活動内容の説明を含む。）を実施後、委嘱する学生を決定し、三重県警察本部生活安全部少年課長が委嘱します。
- (2) 事前研修会の開催
委嘱時に、少年の特性など、基本的な知識についての研修を実施します。
- (3) ボランティアとしての位置づけ
少年の居場所づくりや健全育成活動を警察職員等とともに実施します（若樞サポーター単独での活動を求めることはありません。）。
- (4) 保険
ボランティア活動保険に加入します（個人の負担金はありません。）。
- (5) 活動旅費
活動旅費は支給されません。居住地付近で開催される活動に参加するなど、自分で活動を選択することができます。

8 申込みについて

添付されている「『申込書』兼『履歴書』」に記入の上、学校の担当窓口へ提出してください。追って、面談日時と場所は学校を通して連絡させていただきます。また、直接申込みを希望される方は、下記担当まで連絡をお願いします。

担当：三重県警察本部生活安全部少年課少年育成係 電話 059-222-0110(代)
(内線 3083)